労働関係調整法（昭和２１年法律第２５号）第３７条第１項の規定により、山口赤十字病院労働組合から、次のとおり争議行為を行う旨の通知がありました。

令和８年１０月２６日

山口県知事　　村　岡　嗣　政

１　要求事項

賃金引上げ等

２　日時

令和８年１１月５日以降本問題の解決に至るまでの期間

３　場所

綜合病院山口赤十字病院において山口赤十字病院労働組合に所属する組合員が従事する全職場

４　概要

あらゆるストライキを単独もしくは併用して行う。

但し、救急患者及び入院中の重症患者のための保安要員については配慮する。